

令和7年度第2回さいたま市脱炭素推進本部会議 次第

令和8年3月6日（金）

書 面 開 催

1 開 会

2 議 題

- (1) 電気・ガス使用量の増減に伴う原因分析及び対策 調査結果報告（資料1）
- (2) 第2次さいたま市環境基本計画の改定について（資料2）
- (3) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）の改定について（資料3）
- (4) さいたま水と生きものプランの改定について（資料4）

3 閉 会



電気・ガス使用量の増減に伴う原因分析及び対策 調査結果報告

環境局環境共生部ゼロカーボン推進戦略課

さいたまシティスタットにおいて、「電気・ガス使用量見える化ボード」を作成している全596施設の施設所管課に対し、令和6年度（令和5年度比）の**電気・ガス使用量増減に伴う原因分析及び対策の設定**を依頼した。

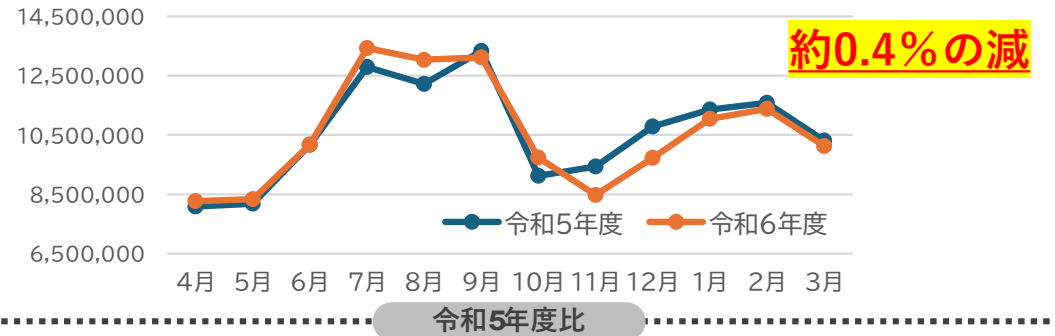
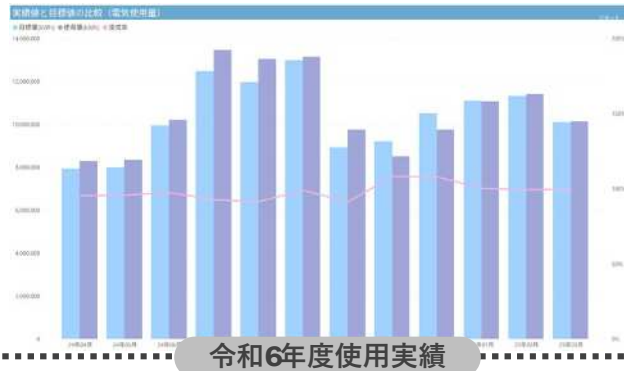
▼ 調査票

施設所管課で記載

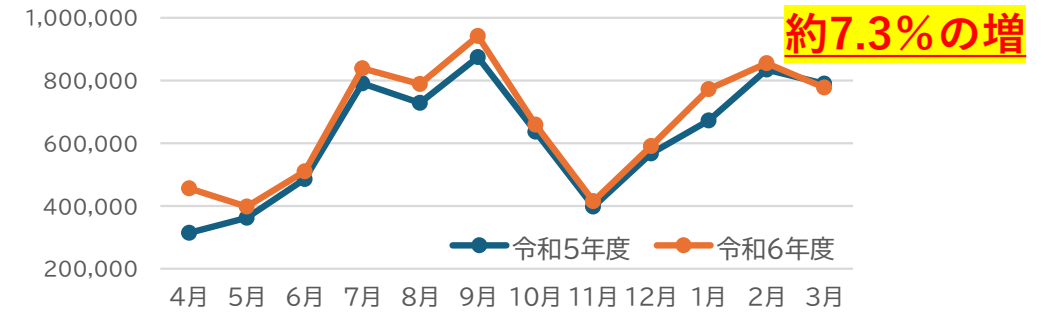
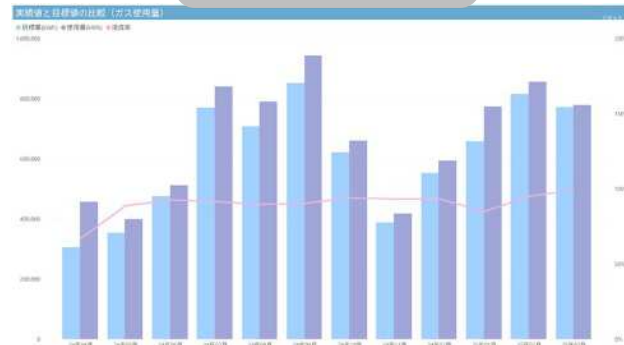
所管局	所管課 (電気・ガスの見える化ボードを作成している課)	施設名	R5年度電気	R6年度電気	電気使用量 増減率 (R5⇒R6)	R5年度ガス	R6年度ガス	ガス使用量 増減率 (R5⇒R6)	【原因分析】	【対策】
			使用量 [kWh]	使用量 [kWh]		使用量 [㎡]	使用量 [㎡]		電気・ガス使用量が増減した理由 ※具体的に記入してください	電気・ガス使用量削減に向けた今後の取組 ※具体的に記入してください
(記入例) 環境局	ゼロカーボン推進戦略課	○△環境センター	10,000	12,000	20%	10	12	17%	昨年度と比較して、7月から9月にかけて暑い日が続き、空調の運転開始を朝8時30分から8時に変更したことにより、空調の利用時間が増えたため。	職員に節電・節ガスの取組を定期的に促すとともに、クールビズやウォームビズを実施し、勤務時の服装で温度調整することで、冷暖房の適温設定を徹底する。

【参考】見える化ボードデータ

電気 (全体)



ガス (全体)



◆ 調査とりまとめ結果

	使用量増加施設数と主な原因	使用量減少施設数と主な原因	主な対策
電気	電気使用量増加施設数：344 ・ 気候によるもの（145件） ・ 業務の増加によるもの（92件）等	電気使用量減少施設数：225 ・ 省エネ行動によるもの（121件） ・ 機器更新によるもの（28件）等	・ 省エネ行動・啓発の実施（562件） ・ LED化など機器更新（74件） ・ 業務の見直し（34件） ・ 機器のメンテナンス（24件）等
ガス	ガス使用量増加施設数：250 ・ 利用者の増加によるもの（74件） ・ 気候によるもの（58件）等	ガス使用量減少施設数：168 ・ 省エネ行動によるもの（47件） ・ 業務の減少によるもの（29件）等	

- ・ 使用量増加原因として多く挙げられたのは、気候によるもの（猛暑対応など）／業務や利用者の増加。
- ・ 使用量減少原因として省エネ行動（こまめな消灯など）が最も多く挙げられた。
- ・ 対策としても、ほとんどの施設において省エネ行動や啓発の実施が挙げられた。

→ 職員の省エネ意識向上、行動の具体化・強化が必要。

◆ 調査結果の活用

- **本調査結果や好事例については全庁掲示板やライブラリに掲出する。**
- **本調査結果や好事例を参考にして、職員一人ひとりが「自分事」として省エネ行動を強化し、更なる電気・ガス使用量の削減を目指すこと。**

調査結果から好事例ピックアップ

◆原因分析の回答から

水道局針ヶ谷庁舎

電気使用量
-12%

令和5・6年度に**執務室内のLED化修繕を行った**ことやこまめな消灯や空調の温度管理など取組を行った。

片柳小学校

電気使用量
-11%

エアコンの内部洗浄をしたことにより、冷却効率がよくなり、電気代の使用量減少につながったと思われる。

三橋プール

電気使用量
-7%

夏季プールオープンまでの槽内清掃並びに槽内修繕(タッチアップ)の**スケジュールを入念に検討し、無駄な電気の使用を減らした**ことや、営業期間中もこまめに電気を消すことを徹底していたため。

食肉中央卸売市場

ガス使用量
-8%

と畜作業員の**作業効率の向上により使用する湯量が節約できた**ため、節ガスに寄与した。

道祖土小学校

電気使用量
-7%

管理職が校内を巡回し使用していない教室の電気、エアコンを消して回っている。**働き方改革で職員の早めの帰宅を呼びかけている。**

山崎市民の窓口

電気使用量
-3%

会議室の使用数が1.5倍になったものの、**空調設備を4台のうち2台を新調したことにより、冷暖房の効率がよく、省エネの効果があった**と推察される。

◆対策の回答から

👍 好事例紹介

浦和消防署木崎出張所

現在実施している毎日の電気・ガス使用量のチェック表を今後も継続することで数字として確認し、節電・節約の意識向上を図る。

👍 好事例紹介

中央区役所

職員に毎月の使用量、削減状況、削減の対策(服装での温度調節、各課の消灯・間引き点灯等)を通知し、取組への協力や啓発を引き続き実施し、空調機の運転にて電気ガス削減に努める。

指扇北小学校

使用しない教室の電気は小まめに消すよう教職員に指導するとともに、**児童にもSDGsに関する学習を行い、意識の啓発を図る。**



好事例紹介 | 浦和消防署木崎出張所の取組



電気使用量増減率 (R5⇒R6) **-19%**



ガス使用量増減率 (R5⇒R6) **-39%**

原因	職員各自の意識向上によるもので、不要な場所の照明をこまめに消す、給湯器は使用時のみ電源を入れ、必要以上にお湯を使用しない等節電節約に取り組んだこと。また、庁舎のエアコンが故障により使用不能(約3ヶ月)となったことも電気使用量が減少した一因と考えられます。
対策	職員一人一人が節電・節約の意識を持つことが重要なため、現在実施している毎日の電気・ガス使用量のチェック表を今後も継続することで数字として確認し、節電・節約の意識向上を図る。

電気・ガス使用量チェック表

毎日決まった時間にメーターを確認してチェック表の入力を行い、**前年同日と比較して増減がわかるように**省エネ効果を見える化した。

<令和6年9月のチェック表>

オーバー	アンダー	-1%													
R6.9月		↑			1日	2日	3日	4日	5日	30日	計	月使用量	昨年度 月使用量	先月 使用量	削減目標 を含めた 残りの使用 できる 電気量
電気(100V)左側		今年度 目標削減率			1404.95	1406.43	1407.66	1409.07	1410.74	1444.34	42760.88	39.39	マイナス	プラス	
電気(200V)右側		昨年度 1日使用量 ↓	昨年度 1日使用量 -1%	先月繰り越 し分けた 1日使用量	55838.9	55943.9	56030.8	56118.9	56240.4	58640.5	1723552.1	2801.6	今年度 月使用量	昨年度 月使用量	
ガス					1453.26	1453.79	1454.41	1454.94	1455.5	1469.5	43833.39	16.24			
水道					3997.6	3998.8	4000.4	4002.2	4003.8	4044.4	120639.4	46.8			
電気1日使用量kwh		217.07	214.90	214.48	175.60	193.80	160.70	172.70	221.70	86.20	5340.60	6512	1171.40	6499.50	6434.50
ガス1日使用量		1.53	1.52	3.18	0.64	0.53	0.62	0.53	0.56	0.59	16.88	46	29.12	96.41	95.45
水道1日使用量		1.73	1.72	1.73	1.5	1.2	1.6	1.6	1.6	1.5	48.30	52	3.70	52.40	51.88

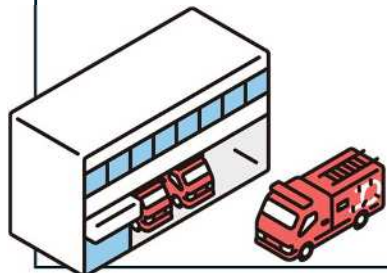


ミーティングで結果を共有



給湯器のメインスイッチは使用時以外オフに

チェック表を毎日見て意識が高まり、こまめな消灯を心掛けるようになりました！
消防は現場活動があり24時間勤務のため、無理なく持続可能な取組としていますが、
電気・ガス使用量が減っているのを見ると、達成感があります。





好事例紹介 | 中央区役所の取組



電気使用量増減率 (R5⇒R6) **+2%**



ガス使用量増減率 (R5⇒R6) **-3%**

原因	電気使用量の増加は、夏の気温上昇に伴う、電気を動力源とする冷房機器の使用時間の増加が原因。ガス使用量の減少は、冬場にガスを動力源とする暖房機器の使用時間の減少が原因。
対策	職員に毎月の使用量、削減状況、削減対策を周知し、協力や啓発を継続して実施し、空調機の電気ガスの削減に努める。また、照明のLED化により削減は微小なもの、不必要な箇所や時間帯で照明の消灯を実施。

◎ 「中央区役所の電気・ガスの使用量節減のお願い」を毎月通知し、見える化！

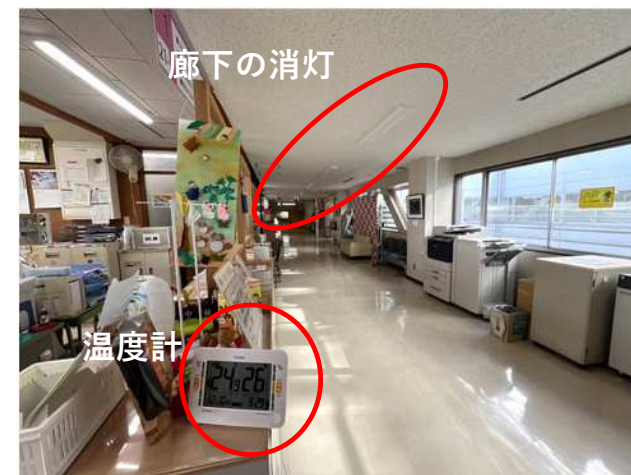


	電気				ガス			
	R6年度(kwh)	R7年度(kwh)	月削減率(%)	累計削減率(%)	R6年度(mf)	R7年度(mf)	月削減率(%)	累計削減率(%)
4月	20,055	19,221	0.6%	0.6%	2,222	2,126	2.4%	-3.4%
5月								-1.3%
6月								-7.5%
7月								-23.0%
8月								-15.3%
9月	65,141	64,598	0.8%	-5.0%	7,524	7,248	3.7%	-9.3%
10月	52,484	50,747	3.3%	-3.7%	3,513	3,427	2.4%	-7.6%
11月	31,927	0	100.0%	5.4%	404	0	100.0%	-6.2%
12月	34,489	0	100.0%	13.5%	3,079	0	100.0%	4.5%
1月	42,280	0	100.0%	21.7%	5,525	0	100.0%	19.0%
2月	47,990	0	100.0%	29.4%	6,143	0	100.0%	30.8%
3月	43,020	0	100.0%	35.1%	5,486	0	100.0%	38.7%
計	534,639	347,200			47,835	29,313		

①今年度と前年度の電気・ガス使用量を入力し、月毎に削減率を把握。



省エネの取組を実現！



②削減率の分析で、原因と対策を職員と共有し、全職員の省エネ意識を高める。

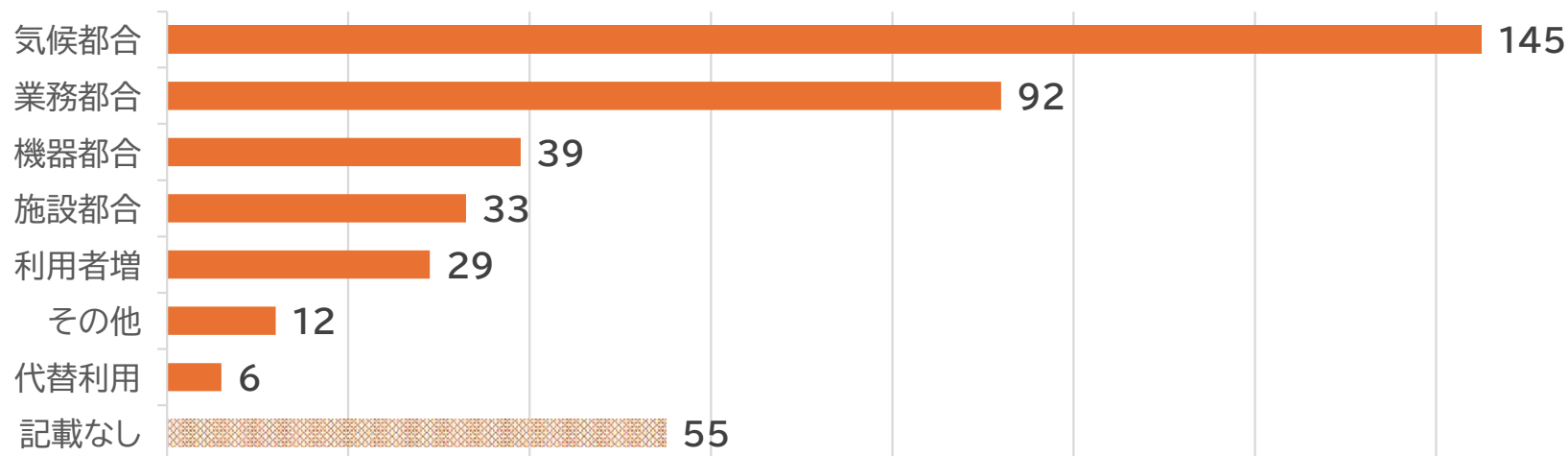
- 【使用料節減の協力依頼内容）】
- ▷ LED化、不要な箇所や時間帯の消灯
 - ▷ 廊下等に節電協力の貼紙。服装調節
 - ▷ PCの画面照度の適度調整
 - ▷ 電化製品の使い方の工夫
 - ※その他 温度計の利用

検証（電気：9～8日・ガス：11日～10日）	
7月	電気ガス共に例年に比べて暑さが厳しく、30℃を超える日が前年度よりおよそ1.5倍に増えており、空調運転の負荷が多かったため、使用量の増加が確認された。引き続き庁内各課には、【主な取組】等での削減協力をお願いしたい。
8月	電気・ガスの使用量について、皆様のご協力もあり前年度9月に比べて削減した。しかしながら、累計削減率は目標に届いていないため、引き続き庁内各課には、【主な取組】等での削減協力をお願いしたい。
9月	電気・ガスの使用量について、皆様のご協力もあり前年度9月に比べて削減した。しかしながら、累計削減率は目標に届いていないため、引き続き庁内各課には、【主な取組】等での削減協力をお願いしたい。
10月	電気・ガスの使用量について、皆様のご協力のおかげで前年度10月に比べて削減することができた。しかしながら、累計削減率は目標に届いていないため、引き続き庁内各課には、【主な取組】等での削減協力をお願いしたい。

参考資料 調査結果① | 電気使用量増加原因 (344施設)

※調査において原因の記載は自由記述とし、記載内容をゼロカーボン推進戦略課で分類、集計した。複数の原因を記載した施設があるため、施設数合計とは一致しない。

※複合施設などで施設単体として電気使用量を計上していない27施設は増減ともに除いた。



気候都合	猛暑のため空調稼働時間が増加したことなどの記載で、暑さ寒さへの対応によるもの。
業務都合	施設稼働率上昇や使用した室数の増加などの記載で、業務量が増加したもの。
機器都合	体育館にエアコンが新設され使用を開始したことや機器老朽化による効率低下などの記載があったもの。
施設都合	修繕工事などで令和5年度は休館などで使用量が少なかったため相対的な増加があったことなどによるもの。
利用者増	「施設利用者●%増」などの記載で流動的な利用者の増加によるもの。ただし、職員数や児童数といった固定的な利用者増加については「業務都合」に分類した。
その他	検針日の変更により令和6年度分に令和5年度分が含まれる、令和6年度から計上などによるもの。
代替利用	一時的にガス機器を電気機器に切り替えたもの。
記載なし	「誤差」などの記載や、ガス使用量の増減にのみ言及し電気の増加に関して記載がないもの。

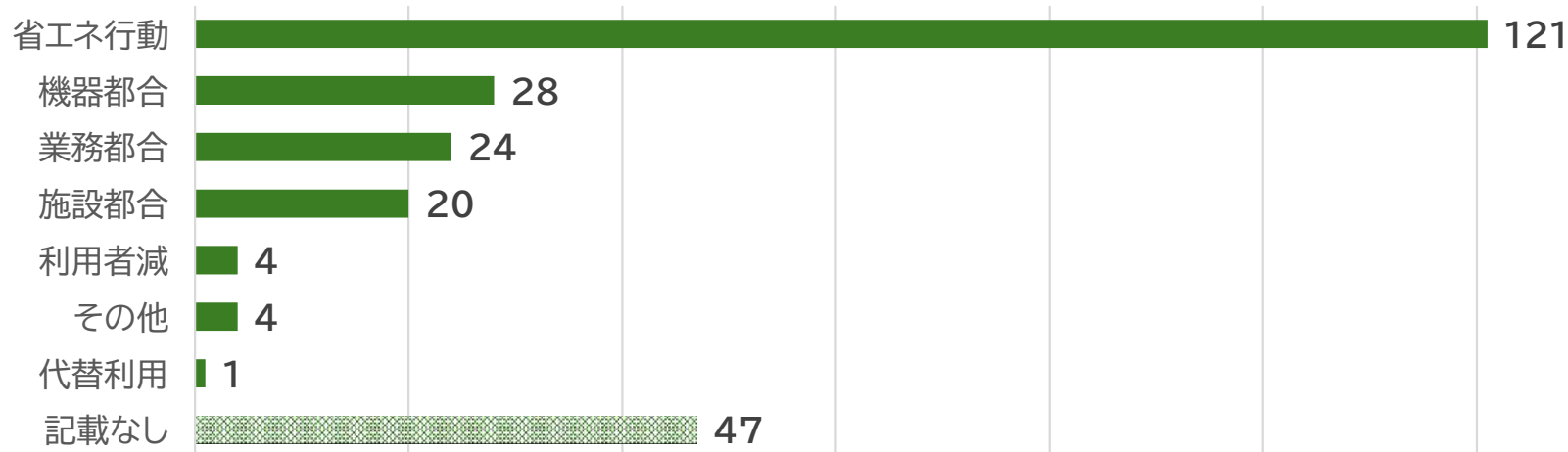
電気使用量が増加した343施設のうち、**145施設 (約42%) が気候都合によるものと回答**。続いて92施設 (約27%) が業務量の増加に関して言及している。

一方で、増加があるにも関わらず「誤差」などとして**具体的な原因について記載のない回答が55施設 (約16%)**あり、うち19施設は1,000kwh以上の増加であった。

参考資料 調査結果② | 電気使用量減少原因 (225施設)

※調査において原因の記載は自由記述とし、記載内容をゼロカーボン推進戦略課で分類、集計した。複数の原因を記載した施設があるため、施設数合計とは一致しない。

※令和5年度と6年度の2か年度を通じて複合施設などで施設単体として電気使用量を計上していない27施設は増減ともに除いた。



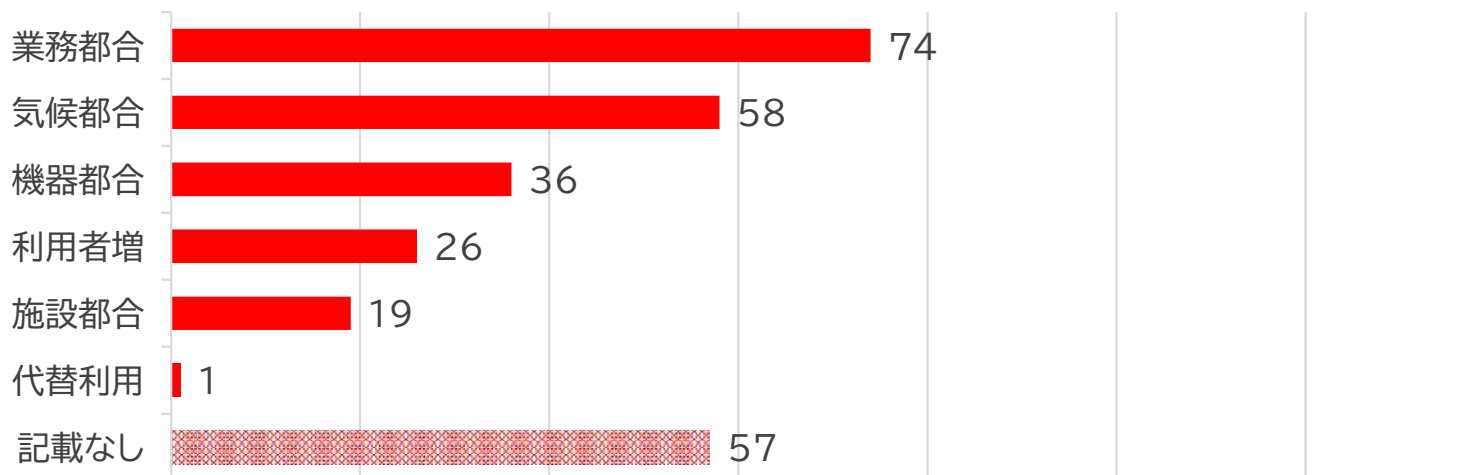
省エネ行動	こまめな消灯やクールビズ・ウォームビズの実施などによるもので、利用者向けの省エネの呼びかけもこれに含めた。
機器都合	LED化や空調機器入替による省電力化、機器の適切なメンテナンスにより効率をあげたもの。
業務都合	施設稼働率の低下や残業の減少、事業縮小などによるもの。
施設都合	修繕工事などにより令和6年度中に休館などがあったもの。
利用者減	「施設利用者●%減」などの記載で流動的な利用者の減少によるもの。ただし、職員数や児童数といった固定的な利用者減少については「業務都合」に分類した。
その他	暖冬で暖房利用が減少したことや令和6年度から電気料金を計上しなくなったなどによるもの
代替利用	一時的に電気機器をガス機器に切り替えたもの。
記載なし	「誤差」などの記載や、ガス使用量の増減にのみ言及し電気の増加に関して記載がないもの。

電気使用量が減少した225施設のうち、**121施設（約54%）**が省エネ行動・啓発によるものと回答。続いて28施設（約12%）が機器の更新などに関して言及している。一方で、減少があるにも関わらず「誤差」などとして具体的な原因について記載のない回答が47施設（約21%）あり、うち25施設は1,000kwh以上の減少であった。

参考資料 調査結果③ | ガス使用量増加原因 (250施設)

※調査において原因の記載は自由記述とし、記載内容をゼロカーボン推進戦略課で分類、集計した。複数の原因を記載した施設があるため、施設数合計とは一致しない。

※ガスを使用していない施設・複合施設などで施設として使用量を計上していない施設・使用量に全く変化がなかった施設の合計178施設は増減ともに除いた。



業務都合	調理を伴う施設利用件数上昇の増加などの記載で、業務量が増加したものの。
気候都合	猛暑のため空調稼働時間が増加したことなどの記載で、暑さ寒さへの対応によるもの。
機器都合	体育館にエアコンが新設され使用を開始したことや機器老朽化による効率低下などの記載があったもの。
利用者増	「施設利用者●%増」などの記載で流動的な利用者の増加によるもの。ただし、職員数や児童数といった固定的な利用者増加については「業務都合」に分類した。
施設都合	修繕工事などで令和5年度は休館などで使用量が少なかったため相対的な増加があったことなどによるもの。
代替利用	一時的に電気機器をガス機器に切り替えたもの。
記載なし	「誤差」などの記載や、電気使用量の増減にのみ言及しガスの増加に関して記載がないもの。

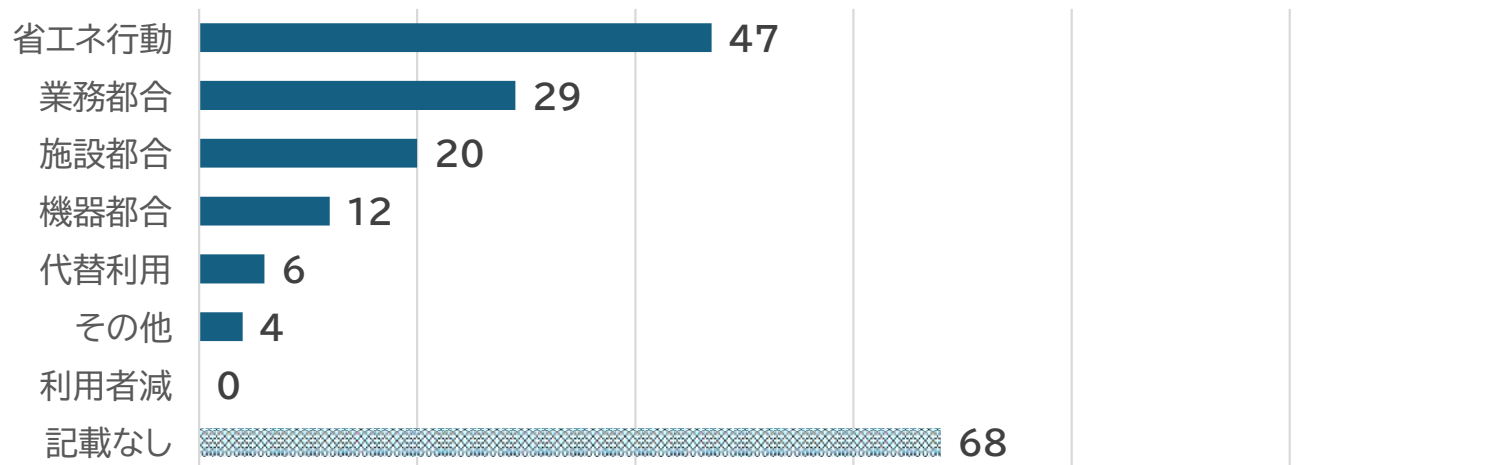
ガス使用量が増加した250施設のうち、**74施設 (約30%) が業務都合によるものと回答**。続いて58施設 (約23%) が気候に関して言及している。

一方で、増加があるにも関わらず「誤差」などとして**具体的な原因について記載のない回答が57施設 (約23%)**あり、うち7施設は500m³以上の増加であった。

参考資料 調査結果④ | ガス使用量減少原因 (168施設)

※調査において原因の記載は自由記述とし、記載内容をゼロカーボン推進戦略課で分類、集計した。複数の原因を記載した施設があるため、施設数合計とは一致しない。

※ガスを使用していない施設・複合施設などで施設として使用量を計上していない施設・使用量に全く変化がなかった施設の合計178施設は増減ともに除いた。

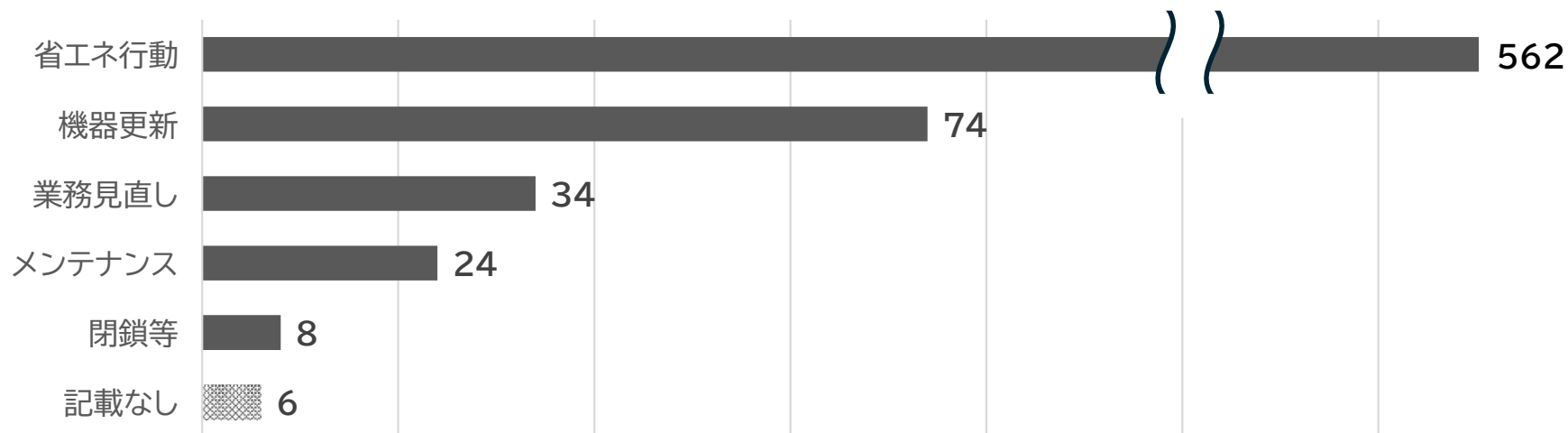


省エネ行動	こまめな温度調整の実施などによるもので、利用者向けの省エネの呼びかけもこれに含めた。
業務都合	調理を伴う施設稼働率の低下や残業の減少、事業縮小などによるもの。
施設都合	修繕工事などにより令和6年度中に休館などがあったもの。
機器都合	故障により使用しなかったものや空調機器入替による省ガス化、機器の適切なメンテナンスにより効率をあげたもの。
代替利用	一時的にガス機器を電気機器に切り替えたもの。
その他	暖冬で暖房利用が減少したことなどによるもの
利用者減	利用者の減少に関する記載はなかった。ただし、職員数や児童数といった固定的な利用者減少については「業務都合」に分類した。
記載なし	「誤差」などの記載や、電気使用量の増減にのみ言及しガスの減少に関して記載がないもの。

ガス使用量が減少した168施設のうち、**47施設 (約28%) が省エネ行動・啓発によるものと回答**。続いて29施設 (約17%) が機器の更新などに関して言及している。
一方で、減少があるにも関わらず「誤差」などとして**具体的な原因について記載のない回答が68施設 (約40%)**あり、うち4施設は500m³以上の減少であった。

参考資料 調査結果⑤ | 対策 (596施設)

※調査において原因の記載は自由記述とし、記載内容をゼロカーボン推進戦略課で分類、集計した。複数の原因を記載した施設があるため、施設数合計とは一致しない。



省エネ行動	こまめな温度調整の実施などによるもので、利用者向けの省エネの呼びかけもこれに含めた。
機器更新	LED化や空調機器の更新などによる対策に関して記載されたもの。
業務見直し	業務効率化や集中化を図る対策に関して記載されたもの。
メンテナンス	フィルター清掃など適切なメンテナンスにより効率をあげたもの。
閉鎖等	施設や一部設備の廃止があったもの。
記載なし	空欄や「不可能」と記載されたもの。

全施設のうち、**562施設 (約94%) が省エネ行動・啓発を対策として回答**。続いて74施設 (約12%) がLED化など、機器の更新などに関して言及している。

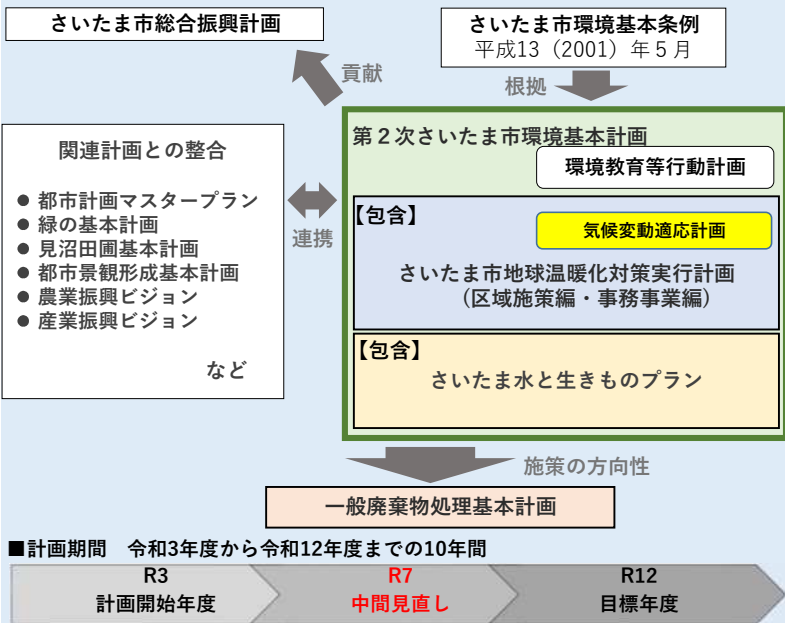
第2次さいたま市環境基本計画の改定について

環境局環境共生部環境総務課

第2次さいたま市環境基本計画の改定について

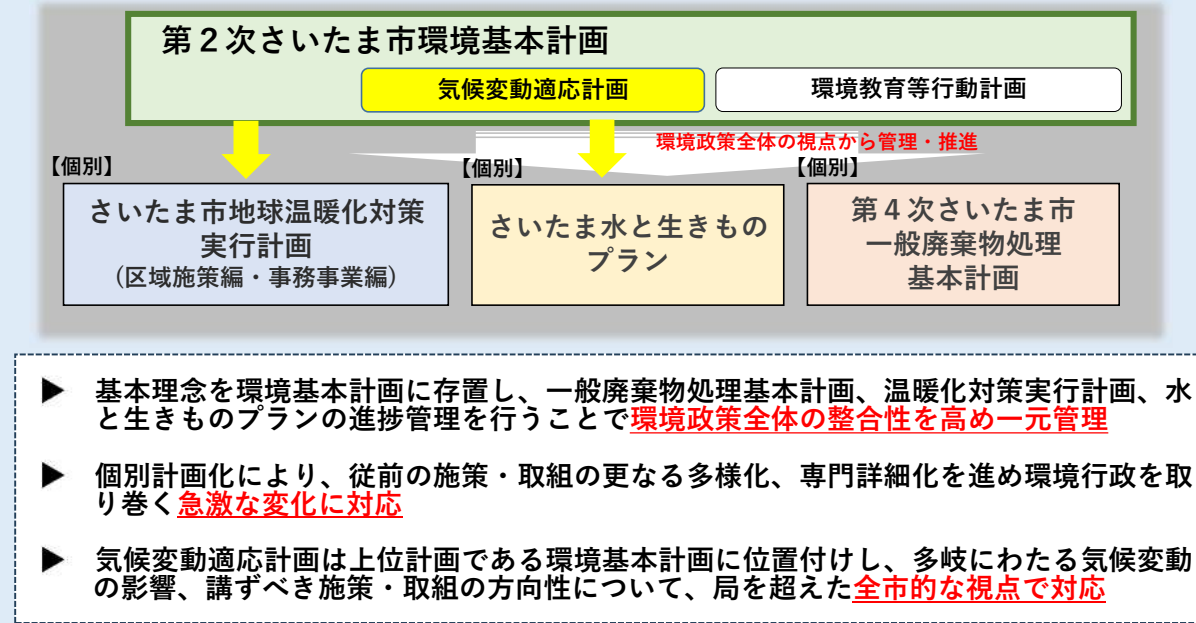
○現行の計画の概要

■環境の保全・創造に関する施策を総合的・計画的に推進するための総合計画



○改定のポイント1

■環境行政の計画体系を見直すもの



○改定のポイント2

■国の「環境教育等の推進に関する基本的な方針」の変更を踏まえ、基本目標5【環境教育等行動計画】を見直すもの

環境教育等基本方針の概要（令和6年5月に変更）

1 環境保全活動 あらゆる主体による自発的な取組	2 環境教育 環境・経済・社会の統合的向上及び体験活動+多様な主体同士の対話と協働	3 協働取組 多様な主体が対等な立場で参画する協働のプロセスを地域で実践
-----------------------------	----------------------------------------------	-----------------------------------------

⇒公正で持続可能な社会への変革と一人ひとりの変容を実現し、**地域循環共生圏の創造**と、人々の**ウェルビーイング**（高い生活の質の実現）につなげていく

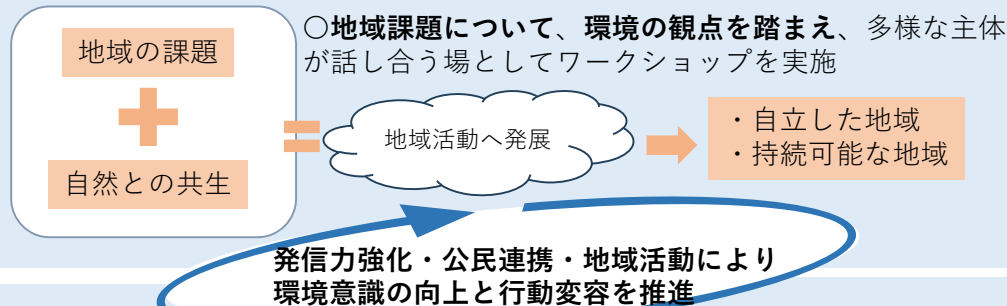
基本目標5 すべての主体が手を取り合い、環境の保全と創造に意欲的に取り組むまちを実現する

5-1 環境教育・環境学習の推進	環境教育等行動計画	環境教育・環境学習・情報発信の推進 公民連携による環境に配慮した行動の推進 市民が取り組む環境活動の推進 気候変動に伴う様々な影響への適応策の推進
目標指標		計画目標(R12)
5-1-1	環境イベント来場者数	4,100人
5-1-2	市と事業者が連携して実施する公民連携による環境教育の回数	10回
5-1-3	地域課題を通して環境について考える機会の創出	3回

▶ 広く市民の環境意識を向上し行動変容を推進

■具体的な取組

○地域循環共生圏ワークショップ



○環境教育ネットワークパートナーの推進



▶ 連携強化でパートナーの活躍の場の拡充

○環境イベントの拡充

- さいたま環境フェア
- 打ち水大作戦
- 断熱教室

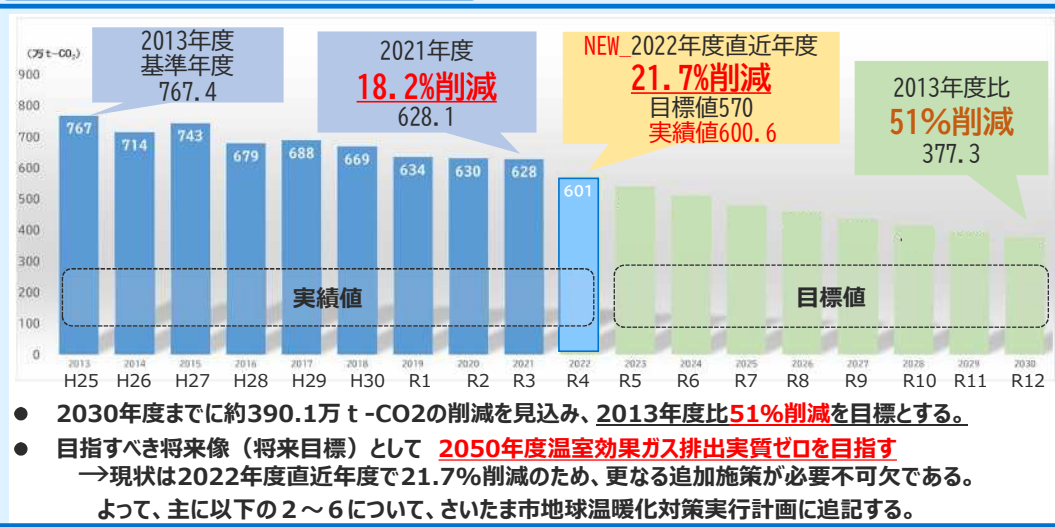
▶ 関連イベントとの連携や若者参加の促進



地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）の改定について

環境局環境共生部ゼロカーボン推進戦略課

1 温室効果ガスの削減目標



2 新たな脱炭素施策

〈新たな補助制度〉

- 現行の補助金は、平成23年の制度創設から既に10年以上が経過しており、時代や制度の変化に合わせる必要があり、**政策効果の高い中長期的支援への見直しが必要である**
- 太陽光発電設備のみに補助するのではなく**新築住宅におけるZEHの普及支援に資する補助金**や、**既存住宅の断熱化に係る集中的な支援と断熱化との相乗効果で省エネにつながる改修・機器導入を支援**するなど、補助金制度の見直しを行う。
- また、太陽光発電設備等については、いわゆる「早い者勝ち」になっている補助金での支援に頼らず、**より広く公平に支援を行える施策として、共同購入方式を導入**する。
- 共同購入事業とは、協定を締結した支援事業者が、太陽光発電設備等の**購入希望者を募り、入札を行うことで、スケールメリットが働き、設備導入費用が低減される取組**である。

〈環境価値活用事業〉

- 市内の各家庭の太陽光発電設備において創出されている環境価値については、**家庭における自家消費分の電力とともに、削減義務がない場所で無駄に消費されている（＝埋もれている）。**
- 脱炭素先行地域内の大学・商業施設といった削減義務を有する法人は、カーボンニュートラルの実現に向けて、単に市場から金銭で調達するのではなく**地域や社会への貢献にもつながる仕組みを求めており、さいたま市内の法人へ売却するスキームを整備することにより、環境価値の地産地消を実現する。**

〈エネルギーマネジメント事業〉

- 本市の**ごみ発電施設で作られた余剰電力を市内の公共施設で活用することにより地産地消を図り、本市の温室効果ガス削減を図る。**
- 全市立学校・配水場の「30分値データ」を取得し、日々の消費電力を調査する。そのデータを基に**省エネ行動に資する取組を横展開**する。

〈先進技術の導入〉

- 昨今の技術革新を踏まえ、先進技術の導入に向け、実装・実証・支援を行っていく。
特にペロブスカイト太陽電池については、令和7年度中の実証事業開始に向け公募を実施し3者を採択した。



3 促進区域（具体的な設定エリア・運用フロー）

〈促進区域〉

- 地球温暖化対策推進法（温対法）に基づく地域脱炭素化促進事業の対象となる区域のことであり、市町村が本計画において、地域脱炭素化促進事業の目標や対象となる区域などを定めることにより、再生可能エネルギーの導入に向け、以下のインセンティブを受けることができる。
- 本市は、太陽光発電設備を対象としており、本制度は令和7年4月1日から運用を開始している。

〈手続きのワンストップ化〉

- 設置者の負担を軽減すべく、農地法や河川法などの事業者自らが行うべき法令等に関する許可申請手続きをワンストップ化して計画策定市町村が代行に行うことができる。

〈再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置〉

- 認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の太陽光発電設備について以下の特例を受ける
 【特例率】当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格
 → 最初の3年間、価格に以下の割合を乗じて得た額 ※償却資産申告書により提出
- ◆ 出力1,000kW以上の設備：3/4（3/4を参照して7/12以上11/12以下の範囲内で条例で定める割合）
- ◆ 出力1,000kW未満の設備：2/3（2/3を参照して1/2以上5/6以下の範囲内で条例で定める割合）

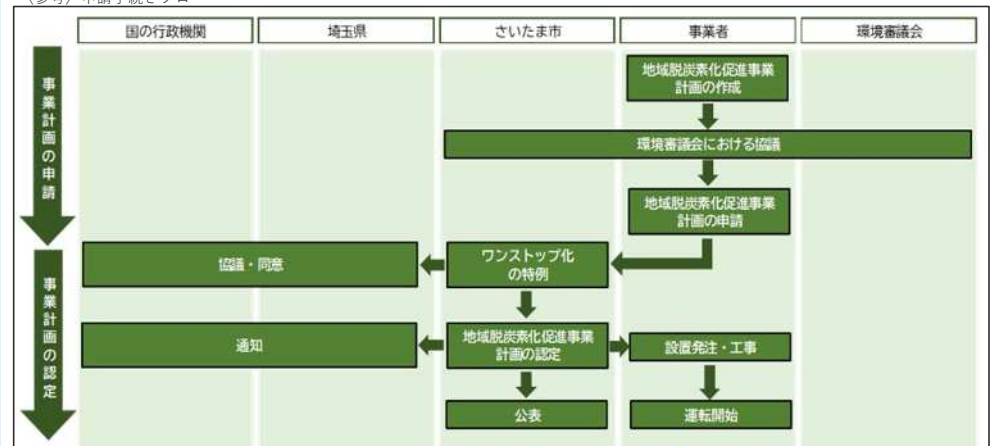
〈対象エリア〉

- **大宮エリア**
 大宮駅周辺地域都市再生緊急整備地域
- **さいたま新都心エリア**
 さいたま新都心将来ビジョンにおけるさいたま新都心地区



※今後適用条件を踏まえ、エリア拡大も検討していく

〈参考〉申請手続きフロー



4 公用車への電動車の導入及び公共施設における充電設備整備方針

〈策定背景〉

- 市内の電動車の普及促進と温室効果ガス削減を図るため、本市の事務事業における電動車の率直的な導入とあわせて、民間事業者と連携して充電インフラを充実していくことが効果的であることから、今後の公用車への電動車の導入及び公共施設への充電設備の整備に関する基本的な方針を示す。

※電動車の定義は、電気自動車(EV)、燃料電池車(FCV)、プラグインハイブリッド車(PHV)、ハイブリッド車(HV)とする。

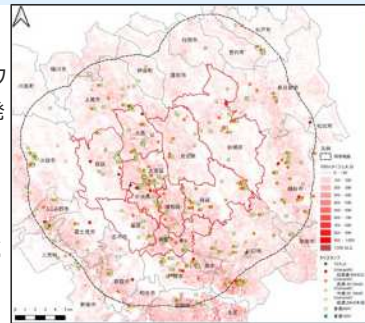
〈電動車導入方針〉

- 「公用車導入の基本方針」として、以下のとおり電動車の導入を促進する。
 - 代替可能な電動車がない場合等を除き、今後、新規導入・更新を行う場合は電動車を導入すること。
 - 導入については、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車(EVモード走行時)のZEVを優先すること。
 - 電動車の導入が不可能な場合は、環境局と協議を行い、承認を得ること。
 - 電気自動車等の導入に伴う充電設備の設置・増設等については、施設所管課と調整した上で、環境局と協議を行うこと。

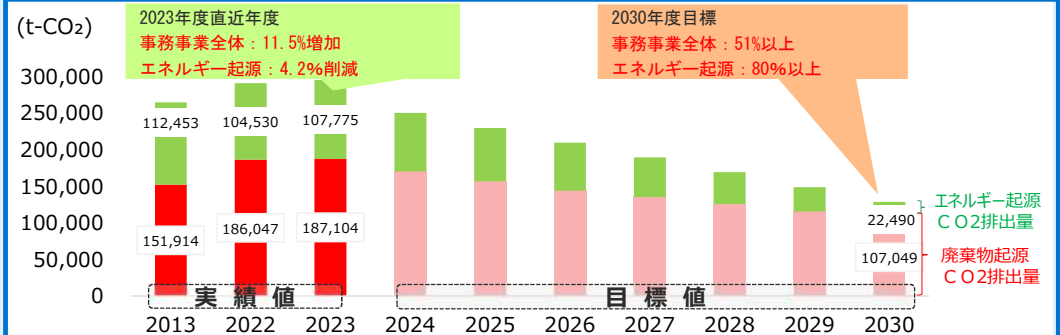
〈公共施設の充電設備整備方針〉

- 従来本市は、平成21年から次世代自動車普及政策として①充電セーフティネットの構築②需要創出とインセンティブの付与③地域密着型の啓発活動を3つの基本方針として、EVを始めとした次世代自動車の普及を目的に「E-KIZUNA Project」を進めてきた。
- その内のひとつである「充電セーフティネットの構築」として、本市公共施設においてEV普及に欠かせない充電設備の整備を進め、一般開放用の充電器として、急速充電器16台、普通充電器21台(R7.4月時点)を設置しているところ。
- 『電気自動車（EV）充電サービスに関する第二次実態調査(令和6年5月29日公正取引委員会)』において「利用が見込めるところで自治体がEV充電器の無料開放を行うことは民業圧迫という観点から望ましくない」という認識が全国の地方公共団体に示されたところ。
- EVの普及促進という政策のために安価な料金設定とすることには一定の合理性が認められる一方で、需要がある程度見込まれる場所において民間事業者がEV充電サービスを提供している場合、自治体は、採算を踏まえた上でEV充電器を設置する必要がある。
- その上で令和6年度の調査では、さいたま市内のEV充電器設置状況は、国の基準(半径15km以内)を満たしており、さらに市の設置分を除いても充足していることが判明。
- **これらのことから特に市民・事業者向けに無料化している普通充電器については、早急に見直しを行い、民事業に移行する。**

※急速充電器については、有料かつ一定の利用者がいることに加え、現在大部分がリース契約で令和9年度まで契約しているため、令和9年度以降から原則として新規の充電器設置は行わないものとする一方、市役所本庁舎や区役所など市民・事業者が多く集客する公共施設については、環境局と協議の上、急速充電器の設置を検討する。



5 事務事業編の温室効果ガス削減推移



- 2030年度までに165,340 t-CO₂の削減を見込み、2013年度比**51%削減以上**を目標とする。
- しかしながら、事務事業全体で基準年度比で**11.5%増加**しており、削減が進んでいない状況。
→取組を加速度的に進めていくことが急務

6 再エネ電力調達方針

〈電力調達に係る環境配慮契約〉

- 環境配慮契約法に基づき、「さいたま市電力の調達に係る環境配慮契約実施要綱 (R6.12.9施行)」を策定。
- 本市が行う電力契約の参加資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、「**環境評価項目**」を基準として評価し、入札参加資格に反映。
- 評価点が基準点以上である小売電気事業者は、入札参加資格を有する。
※基準点は毎年見直しを行う予定。(令和7年度時点、「50点」以上)

〔環境評価項目〕

- 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数
- 前年度の未利用エネルギー活用状況
- 前年度の再生可能エネルギーの導入状況

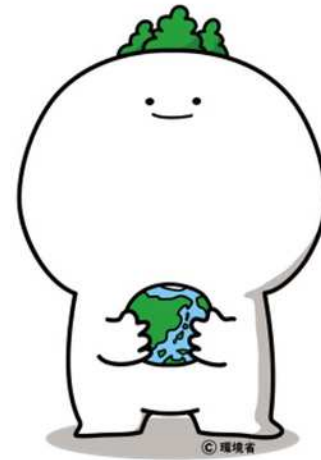
〔対象案件〕

- 以下を除く、本市が競争入札により電力を調達する際に適用する。
 - 電力の地産地消を目的とする場合
 - 市長が特に認めた場合

〈電力リバースオークション〉

- 競り下げ方式により、条件を満たした小売電気事業者が一定期間内に繰り返し入札を行い、再エネ電力の最低価格を提示する小売電気事業者と契約する方式。
- 本市では令和6年度から公共施設での電力リバースオークションによる再エネ電力の調達を実施している。





「ネイチャーポジティブ」イメージキャラクター

だいだらぽじてー

DAIDARAPOSIE

さいたま水と生きものプランの改定について



桜環境センター



大宮南部
浄化センター



見沼田圃
周辺斜面林

さいたま水と生きものプランの改定について

生物多様性と水循環施策の国内外の動向

生物多様性保全施策

昆明・モントリオール生物多様性枠組 (COP15: 2022年)

生物多様性の急速な損失 ⇒ 愛知目標の2050年ビジョン (自然と共生する世界) 達成に向けた**2030年ミッションの設定**

2030年ミッション: **ネイチャーポジティブ** (※) の実現
※生物多様性の損失を止め、回復軌道にのせること

生物多様性国家戦略 2023-2030 の策定 (令和5年) 国際的枠組を達成に向けて、 2030年目標・施策を新たに設定し 、日本が取り組むべき事項を掲げる (例) 生態系の健全性の回復、生物多様性の価値の認識と行動、30by30ロードマップ (自然共生サイト認定制度)	地域生物多様性増進法の施行 (令和7年4月) 企業等による地域における生物多様性の増進活動を促進するため、 自然共生サイトの制度化及び地方公共団体の役割の明確化 (例) 区域の状況に応じた施策の推進、増進活動計画等の作成、地域生物多様性活動支援センターの開設
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

水循環施策

水循環基本法の改正 (令和3年6月)

- 国・地方公共団体の責務に「地下水の適正な保全及び利用に関する基本施策」が含まれることを明確化。
- 基本施策に「地下水の適正な保全及び利用」の規定の追加

水循環基本計画の見直し (令和4年・6年の2回)

R4: 地下水データベースの構築 ・地下水マネジメント推進プラットフォームの設立・運用	R6: 安定した水供給の確保・持続可能な上下水道への再構築 ・地球温暖化対策の推進 ・流域総合水管理の展開
-------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------

さいたま市のこれまでの取組

○ 自然共生サイト※に3カ所が認定



桜環境センター 大宮南部浄化センター 見沼田圃周辺斜面林 (埼玉県申請)



○ データベースの整備



○ 基金※設立



※ 自然共生サイト・・・環境省が認定する「民間の取組等により生物多様性の保全が図られている区域」
 ※ ゼロカーボン・生物多様性基金・・・温室効果ガス削減と健全な生態系の保全を効果的に進めるための基金

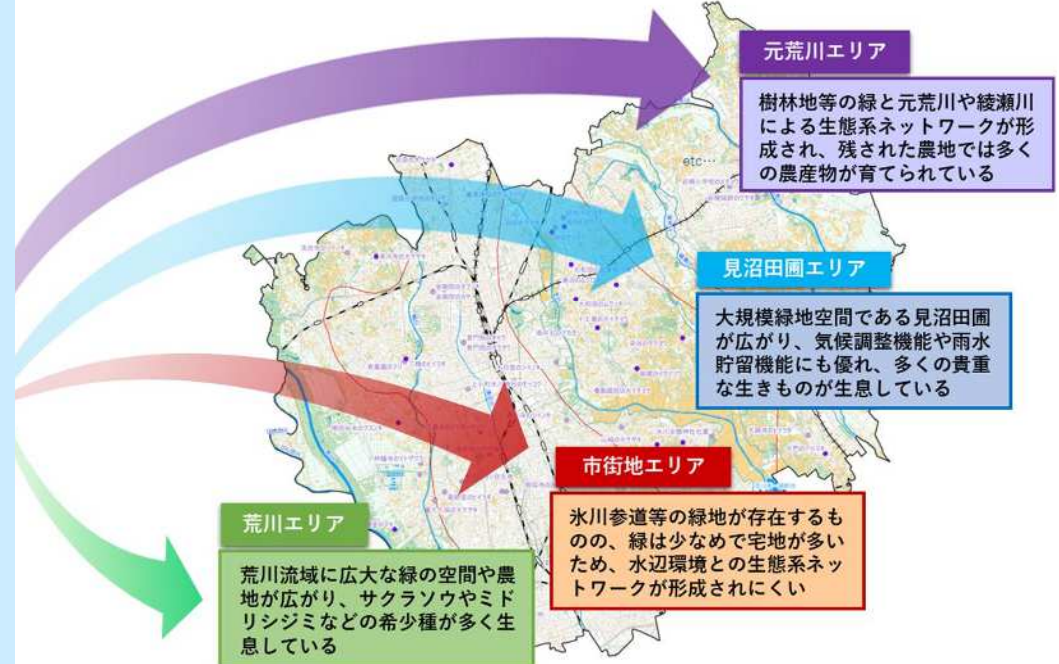
課題と対応の方向性

- 本市の保護エリアは7.6%であり、**30by30目標※達成に向けた更なるエリアの拡大**
- 保全対策の基礎となる**モニタリング体制の強化、データの利活用の促進**
- 保全活動を行う市民・企業が少ないため、**生物多様性支援センターを開設し、各主体を支援**

※ 30by30目標・・・2030年までに陸域、海域の30%を保護しようとする世界目標

改定のポイント② エリア別計画の策定

さいたま市はエリアごとの地形や土地活用などに特色のある生態系が存在している。このため、3本の「施策の柱」に基づく各施策を、「荒川」「市街地」「見沼田圃」「元荒川」の**4エリアごとに展開し**、各エリアの施策の方向性に従ったマネジメントを展開



改定のポイント① 3本の「施策の柱」における主要事業

2030年像 さいたま市のネイチャーポジティブと健全な水循環の実現

施策の柱1 健全な生態系と水循環の保全

生物多様性の維持・回復・創出、健全な水循環と安全で美しい水の確保

目標指標	計画目標
「維持型・回復型・創出型」自然共生サイトの申請に向けた計画策定数	8件 (令和12年度)

施策の柱2 自然資源を活用した課題解決と行動変容の促進

自然の機能を活かした社会活動の解決、ネイチャーポジティブ経済の実践、水・生きものの恵みを実感した行動

目標指標	計画目標
生きもの調査に参加した市民の延べ人数	600件 (令和12年度)

施策の柱3 様々なステークホルダーの協働による活動の推進

水循環・生物多様性に向けた広域的な連携・協働

目標指標	計画目標
生きもの調査や保全活動に参加した企業・団体の数	70団体 (令和12年度)

令和8年3月6日（金）

令和7年度第2回さいたま市脱炭素推進本部会議

《本部長 指示事項》

2050年のゼロカーボンシティの実現に向け、市役所が率先して地球温暖化対策に取り組むべく、以下の事項を指示する。

【第2次さいたま市環境基本計画】

- 激甚化する自然災害などを踏まえ、気候変動への適応策、市民の行動変容や環境学習などの取組が極めて重要である。各局区でイベント等を実施する際には、環境意識向上に向けた取組を行うなど、全庁を挙げて市民・事業者の行動変容を促すよう努めること。

【さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）】

- 2030年度までに2013年度比51%の温室効果ガス削減に向けて、引き続き市民・事業者と連携し取り組むこと。また、市役所内の取り組みである事務事業編については、目標達成に向け大変厳しい値になっているため、局区長がマネジメントし、職員一人ひとりが地球温暖化対策を「自分事」として捉え、現状を分析した上で具体的な省エネ行動を実施すること。
- 「再エネ電力調達方針」に基づき再エネ電力の調達を行うことで二酸化炭素排出量削減に努めているものと考えが、既に再エネ電力を調達している場合においても、再エネ電力や財源には限りがあること、また貴重な税金を使っていることを改めて認識し、省エネ行動に努めること。特に電気・ガス使用量については、今年度実施した電気・ガス使用量の増減に伴う原因分析及び対策の調査結果報告を活用し、各局区が実施している好事例を参考にしながら、各所管課ごとに省エネ行動を実施すること。

【さいたま水と生きものプラン】

- 地球温暖化対策は生物多様性の保全とも密接に関連するため、庁内横断的な情報共有と連携体制を強化し、両輪として一体的に取り組むこと。

【その他】

- 現在設置されている太陽光発電設備や蓄電池などは、災害時の避難所運営などに支障を来すことがないように、定期的にメンテナンスを行い、施設の所管局が責任をもって修繕等を行うこと。

脱炭素推進本部会議 名簿 (敬称略)

	局	職名	氏名
1		市長(本部長)	清水 勇人
2		副市長(副本部長)	日野 徹
3		副市長(副本部長)	佐野 篤資
4		副市長(副本部長)	新屋 千樹
5	水道局	水道事業管理者	小島 豪彦
6	教育委員会	教育長	竹居 秀子
7	市長公室	市長公室長	石井 幸人
8	都市戦略本部	都市戦略本部長	大塚 一晴
9	総務局	総務局長	高木 泰博
10	財政局	財政局長	前田 茂人
11	市民局	市民局長	丸屋 美智代
12	スポーツ文化局	スポーツ文化局長	石塚 正歳
13	保健衛生局	保健衛生局長	小島 徹一郎
14	福祉局	福祉局長	山崎 勝
15	子ども未来局	子ども未来局長	安部 健一
16	環境局	環境局長	田中 賢行
17	経済局	経済局長	金子 芳久
18	都市局	都市局長	佐藤 久弥
19	建設局	建設局長	斉藤 稔
20	西区役所	西区長	岩崎 哲朗
21	北区役所	北区長	五島 みゆき
22	大宮区役所	大宮区長	高橋 伸一郎
23	見沼区役所	見沼区長	吉田 亀司
24	中央区役所	中央区長	天野 明紀
25	桜区役所	桜区長	栗原 ゆり
26	浦和区役所	浦和区長	原田 冬彦
27	南区役所	南区長	清宮 保之
28	緑区役所	緑区長	増田 泰則
29	岩槻区役所	岩槻区長	小柳 昌彦
30	消防局	消防局長	島田 智弘
31	出納室	会計管理者	渋谷 貴之
32	水道局	水道局長	城川 猛
33	議会局	議会局長	工藤 賢一
34	教育委員会事務局	副教育長	栗原 章浩
35	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局 長	加藤 武
36	人事委員会事務局	人事委員会事務局長	岡田 典子
37	監査事務局	監査事務局長	三好 明美
38	農業委員会事務局	農業委員会事務局長	太田 伸

さいたま市脱炭素推進本部設置要綱

(目的)

第1条 さいたま市における2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進することを目的として、さいたま市脱炭素推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 脱炭素化に係る施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 脱炭素化に係る施策の推進に関する関係部局間の調整に関すること。
- (3) 脱炭素先行地域の推進に関すること。
- (4) さいたま市地球温暖化対策実行計画の推進に関すること。
- (5) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員会)

第5条 推進本部の事務を補助するため、本部に委員会を置く。

- 2 委員会の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(プロジェクトチーム)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、本部にプロジェクトチーム（以下「PT」という。）を置くことができる。

2 PTは、必要に応じて、検討状況等を推進本部に報告する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、環境局環境共生部ゼロカーボン推進戦略課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- 1 さいたま市地球温暖化対策推進本部設置要綱は、令和4年6月29日をもって廃止する。
- 2 この要綱は、令和4年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

水道事業管理者、教育長、市長公室長、都市戦略本部長、総務局長、財政局長、市民局長、スポーツ文化局長、保健衛生局長、福祉局長、子ども未来局長、環境局長、経済局長、都市局長、建設局長、西区長、北区長、大宮区長、見沼区長、中央区長、桜区長、浦和区長、南区長、緑区長、岩槻区長、消防局長、会計管理者、水道局長、議会局長、副教育長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長